子ども達のやりたい！やってみようを育てよう出店規約

**規約の履行**  
１．本規約は、NPO法人shiningが企画・実施する子ども達のやりたい！やってみようを育てようを安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。  
２．出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提⽰された事項についてこれを遵守しなくてはなりません。  
これらに違反したと主催者が判断した場合には出店の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。  
またこれにより出店者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。

**子ども達のやりたい！やってみようを育てようの目的**１．子ども達の職業体験イベントとして、子どもたちの体験・夢を育み考える力を提供すること。また身近な職業を知ってもらうことを目的とする。

**出店資格**  
１．出店者は、本規約及び出店要項・搬入出案内等関連書類に記載の注意事項を遵守いただける方に限ります。  
また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。  
２．出店者は主催者が定める子ども達のやりたい！やってみようを育てようの開催趣旨に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。  
また主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。  
３．販売物は原則として出品者自ら作成したオリジナル品であること。  
４．前項で定める出店内容以外（パフォーマンス・宣伝・キャンペーン・各種イベント等）は、実行委員会にて内容を審議し出店の可否及び条件を決定します。  
５．屋内にて調理を行う飲食物の販売は禁止とします。  
６．加工食品の販売は販売する品目に応じて保健所の営業許可及び行商届が必要となります。  
７．暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。

**出店申込**  
１．出店者は登録制とし出店希望者が主催者の定める方法により登録の申し込みを行い、主催者より出店者として登録された旨を連絡した時点で正式な出店者となります。  
２．出店内容に変更が生じた場合には速やかに主催者に書面またはメールにて報告を行い出店の許可を得て下さい。  
３．子ども達のやりたい！やってみようを育てようの出店は主催者が定める方法により出店の意思を主催者に伝え、主催者より出店許可の連絡をした時点で正式な出店受理となります。  
実施内容等により出店をお断りする場合が有ります。  
４．出店許可は登録された出店者のみを対象とし、相談なく第三者に譲渡及び貸与することはできません。  
５．出店者は別途定めた金額を出店料として出店受付時にお支払下さい。  
尚、出店料は子ども達のやりたい！やってみようを育てようの運営費用（広報活動・環境整備保険料等）の負担金として徴収され、出店の権利の対価では無いことをご了承下さい。  
６．出店料は出店内容、形態、目的等により異なる場合があります。  
７．電源使用を希望の場合は出店申し込み時に、使用する機器及び消費電力（ワット数）をお知らせ下さい。  
８．出店料お支払い後に主催者の責に帰さない事由により出店の取り消し、子ども達のやりたい！やってみようを育てようの中断並びに中止があった場合、出店料の返還は行いません。  
９．出店をキャンセルする場合には開催日前日までにメールまたは書面により届け出て下さい。

**出店規則**  
１．出店場所は出店受付時に主催者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできません。  
また原則として出店者による出店場所の希望は受け付けません。  
開催中に主催者が必要と判断した場合は出店場所を移動していただく場合があります。  
２．出店中はブースに屋号プレート・体験内容・体験料金の提示をお願いします。  
３．出店中は歩行者等の通行の妨げにならないよう注意し事故の無いよう努めて下さい。  
４．警察・消防・保健所等の指示があった場合には従って下さい。  
５．緊急車両等通過時に妨害とならないよう留意し、緊急時には速やかに移動、撤去が可能なように展示物・装飾物の準備をして下さい。  
６．不測の事態により主催者が子ども達のやりたい！やってみようを育てようの中止、中断を決定した場合にはそれに従って下さい。  
７．他の出店者とのコミュニケーションを図り、活気ある子ども達のやりたい！やってみようを育てようとなるよう積極的な活動をして下さい。  
８．主催者は子ども達のやりたい！やってみようを育てよう実施時に出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をホームページ、印刷物作成時等に使用する場合があります。  
９．以下の販売は禁止です  
動物、化粧品、医薬品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等）、危険な刃物類（摸造刀ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む）、アダルト関連（風紀を乱すもの）、有料くじ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して主催者が不適当と判断した物。  
10.テントの持ち込み、発電機の使用は原則禁止します。(例外：屋外での飲食店等)  
11.出店者は会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。  
また購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。  
12・出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をして下さい。集めたごみは各自お持ち帰り下さい。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。  
13・会場への車の乗り入れは指定時間以外禁止です。  
14.自転車は周辺の駐輪場に駐輪して下さい。  
15.指定場所以外での喫煙は禁止です。  
16.当方のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取る場合があります。  
17.政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。

**個人情報の取り扱い**  
１．出店者は、子ども達のやりたい！やってみようを育てようを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得行う必要があります。  
利用目的は必ず公表･通知し、その範囲内で利用しなければなりません。  
また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理･運用して下さい。  
情報主体との間で紛争が生じた場合は当事者間で解決し主催者は責任を負いません。

**損害責任**  
１．盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負いません。  
２．渡し忘れ・欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者は購入者に出店者の氏名・連絡先を教える場合があります。  
３．出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。  
また子ども達のやりたい！やってみようを育てように参加することに伴い、子ども達のやりたい！やってみようを育てよう終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとします。  
４．主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さない原因による開催の中⽌によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

**感染症対策についてのお願い**

1.国や県・鈴鹿市の指示がある場合は、その指示にしたがいますので、ご了承ください。

2.緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置が発令時は、イベントが中止となることをご了承ください。